

## 【事案 2021-51】入院給付金支払請求

- ・令和 3 年 11 月 8 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2020-348] および [事案 2020-349] の申立人の親である。

### ＜事案の概要＞

約款に定める入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかつたことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### ＜申立人の主張＞

腰部脊柱管狭窄症により、令和元年 8 月から約 2 か月入院し（入院①）、その後令和 2 年 5 月から約 2 か月入院したため（入院②）、平成 23 年 5 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、入院①の一部および入院②について、約款に定める入院に該当しないとして、給付金が支払われなかつた。しかし、主治医が入院の必要性を認めていることから、給付金を支払ってほしい。

### ＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款に定める入院に該当するかは、主治医の判断のみによって決せられるものではなく、保険事故発生時の医学水準・医学常識に照らして、客観的・合理的に必要な入院といえるか否かによって決せられるが、入院①および入院②は該当しない。
- (2) 入院①の一部については、約款に定める入院に該当し得る余地もあるとして、入院給付金を支払っている。

### ＜裁定の概要＞

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の申立人の状態や治療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行つた。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、入院①の一部および入院②は約款に定める入院に該当せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。